

会 議 録

会議の名称	第3回那珂川市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和7年1月15日(水) 19:00~19:30	開催場所	保健センター2階健康増進室
出席者	1. 委員 上野委員、田中委員、野尻委員、三角委員、 仲吉委員、黒崎委員、岡藤委員 2. 執行機関(事務局) 藤島課長、松原係長、本田 3. その他 なし		
配布資料	・資料1 令和7年度那珂川市国民健康保険税率について(本算定) ・資料2 那珂川市国民健康保険税の税率の改定について(答申案)		
議題及び審議の内容	記録者：本田		
<p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 報告事項</p> <p>(1) 令和7年度標準保険料率の本算定結果について 事務局から説明</p> <p>【質 疑】</p> <p>委 員：令和6年度税率と令和7年度改定案を比べると、率は下がって額は上がっているが、相対的にどうなのか、資料1-2のモデルケースを見ると1人世帯のケースでは値上げになり、2人世帯、4人世帯のケースでは値下げとなっている、トータルで考えると今回の改定案は値下げとなったと言えるのか。</p> <p>事務局：今回の改定では、応能割という所得に対するものが減額、応益割である均等割・平等割の部分が増額、という結果となった。このため、所得に対する国保税額の割合が高いご世帯は減額となる傾向が高く、一方で所得による国保税額が低いご世帯は応能割のマイナス分の働きが弱く応益割のプラス分の影響が色濃く出るため増額になる世帯もある。一概に増額改定もしくは減額改定ということは難しいと考えている。</p> <p>委 員：令和7年度改定案の税率になったときに、一般会計からの補填はどのくらいになるのか、0になるのか。</p> <p>事務局：令和7年度の国保特別会計予算は現在算定中だが、今回県から示された本算定結果等を受け、調整をしていくこととなる。極力赤字補填のないよう予算組みができるよう調整しているところだが、現状算定中のためはっきりと回答することはできない。</p> <p>事務局：先ほどの回答に補足させていただきたい。毎年県から示される標準保険料率は、理論上赤字繰入をしなくてもいい税率として示されるものなので、</p>			

今回多少増減はあるが、令和 7 年度の本市の標準保険料率に合わせることで、令和 7 年度の一般会計からの赤字繰入金に 0 にしたいという趣旨で改定案をお示ししたところである。

委員：税率の改定案についてだが、県が示した標準保険料率を 10 円単位切り上げた金額が示されているが、若干の違いだが保険税が少しでも安い方がよいということであれば 10 円単位切り下げということも考えられると思うがいかがか。

事務局：本算定結果をもとに 10 円単位を切り上げている部分のご質問だと思うが、今回示された標準保険料率が、本市の所得の見込や被保険者数、世帯数で賄えるのかという試算をしたところ、本算定結果と同額で算定するとほぼ 0 もしくはマイナスという結果になることから、同額や切り下げ、四捨五入という判断は難しく、切り上げとすることで被保険者の皆さまにご負担を強いてしまうことは理解しておりますが、10 円単位切り上げで改定させていただきたいと考えている。

委員：わかった。

委員：近隣市町の状況を知りたい。筑紫地区だけでよいが、従前は県と同率か少し高いところで設定していると聞いていたが、いかがか。標準保険料率との比較で知りたい。

委員：筑紫地区の中で大野城市と那珂川市は標準保険料率に合わせていなかったため、令和 6 年度に標準保険料率に合わせられるよう、令和 4 年度から 3 年かけて段階的に引き上げを行ってきた。他の市は令和 3 年度には標準保険料率に合わせていた。令和 6 年度に筑紫地区 5 市すべてが標準保険料率に合わせた。他の市の応能割・応益割は、それぞれの所得や被保険者・世帯数によって算定されるので若干の違いはあるが、資料 1-3 に示されている令和 6 年度から令和 7 年度の動きという傾向は同じような動きをしていると電話等での情報交換の中では聞いている。

委員：県が進めている保険料率の県下統一への動きがあると思うが、まずはどこの市町村も県が示す標準保険料率に合わせることが第一関門だと思うので筑紫地区の状況を聞きたかった。もう 1 点聞きたいのだが、県が進めている保険料率の県下統一の目途がいつ頃になるのか分かれば知りたい。

事務局：県内の納付金ベースの統一、その後の完全統一への動きは、県が主体となって進めているところ。現在はまずは納付金ベースの統一ということで、 α をこの 5 年間で段階的に縮小させていくということを進めているところで、納付金ベースの統一を図ることが福岡県の運営方針等にも記載されていること。この 5 年間の経過を見ながら、さらにその後どうしていくかを合わせて県の共同運営会議等で協議されている状況。現在のところ、いつ納付金ベースの統一となるのか、完全統一となるのかということまで福岡県は至っていない。

委員：わかった。

3. 審議事項

- (1) 那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申案）の審議
事務局から説明
質疑なし

答申方法について

正副会長に一任とし、後日、正副会長から市長に答申を行う